

重要：必ずお読みください

【配置予定技術者等の雇用関係確認書類について（お知らせ）】

マイナンバー法の一部改正法（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証（保険証）の新規発行が行われないこととなりました。

また、令和7年12月1日をもって健康保険被保険者証は廃止されます。

つきましては、配置予定技術者等の雇用関係の確認書類（※）として、保険証に代えて、以下の①をご提出いただきますよう、お願いいたします（②・③でも可）。

※「配置予定技術者等の氏名」「所属会社名」及び「直接かつ恒常的な（専任配置を要する工事は、3ヶ月以上の恒常的な）雇用関係」が確認できる書類をいいます。

①：所属会社の雇用証明書（下記のHPに参考様式を掲載しています。）

○土木総務課建設産業対策室HP

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/jyoukinseikakuninsiryous.html

②：「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し

+ 「監理技術者資格者証（表裏とも）」の写し

③：その他上記に準ずる資料（2つ以上の書類を組み合わせ提出しても可）

【注意】 健康保険被保険者証、健康保険資格確認書、マイナンバーカードは、いずれも雇用確認資料としては取り扱いません（提出不可）。